

広島大学 高等教育研究開発センター 大学論集
第44集 (2012年度) 2013年3月発行：65-80

中央政府による私学助成政策の変遷

—国庫補助金と貸付金に着目した校種別の時系列分析—

小入羽 秀 敬

中央政府による私学助成政策の変遷

—国庫補助金と貸付金に着目した校種別の時系列分析—

小入羽 秀 敬*

1. 課題設定と分析枠組

(1) 問題の所在と課題設定

本稿は中央政府レベルでの私学助成制度の変遷を時系列的に追うことによって私学助成政策の発展過程について明らかにすることを目的とする。具体的には高等教育と初等中等教育の双方を対象とし、国庫補助金および貸付金の項目と金額の変遷を検討する。

日本の私学政策は確固たる基本方針が確立していないために必要以上に時代の推移や社会の変化による影響を受けやすい性質を持っていることが指摘されている(市川, 2006)。私学政策を「規制と助成」という観点から歴史的に分析を行っている研究は多いが(例えば米澤, 2011), 私学助成の制度的分析は少なく, さらにその際に分析対象となっているのは私立大学への経常費補助が中心である。しかし, 中央政府による私学助成は大学以外にも小中高校を対象としたものもあり, かつ助成項目も経常費以外に施設・設備費補助等が存在する。これらを包括して私学助成制度の変遷を検討する必要がある。

本研究は私学助成を扱うという意味において, 教育財政研究に位置づけられる。教育財政に関連する先行研究は校種によって大きく異なる。分析に関連する先行研究は次の3つにまとめられる。

第1に高等教育研究における財政分析である。高等教育研究の財政分析は多くが教育社会学や教育経済学によって担われてきている。分析対象は政府による財政支出だけではなく, 大学等機関の財務までを含めた分析をもって「財政分析」とすることが多い。高等教育研究における財政財務分析のレビューについては丸山(2009)や島(2011)に詳しい。

財政分析の射程は大学の設置者によって異なっており, 例えば国立大学は財政的分析を中心に扱ってきた傾向にある。文部(科学)省による補助金, 運営費交付金や研究費補助を分析対象とする(島, 2009; 阿曾沼, 2003)。また, 国立大学法人化以降は法人単位での経営が求められるようになったことから財務分析も含まれるようになってきている(島, 2012)。

一方で, 私学についてはそれぞれが学校法人として独立した経営体であることから, 多くが経営的観点からみた財政分析となっている(例えば日本私立大学連盟, 1999; 両角, 2010・2012)。補助金に着目した分析は基本的に人件費を含めた大学への助成となる経常費補助が対象であり, 施設・設備費等については検討されていない(丸山, 1992; 田中, 2000; 黒羽, 2001)。また, 経常費補助額の変化が大学経営や家計に及ぼした影響を分析するような補助金の影響分析は多くみられ

* 広島大学高等教育研究開発センター研究員

るものの（例えば矢野，1996），補助金そのものがどのような変化をしてきたのかという行政学的な観点からの分析については着目されてこなかった。

第2に初等中等教育における財政分析である。「文部（科学）省と大学」という事実上の直接的な関係である高等教育機関と異なり，小中高校は公立の設置者が地方自治体，私立学校の所轄庁が県知事であり，公私立の教育財政はいずれも「国と地方」という中央地方関係の枠組みの中での分析となる。高校以下の教育財政分析は基本的に教育行政学によって行われてきているため，政策や行政制度の変容という観点からの分析が多い（青木他，2012など）が，その大半は公立小中学校が対象であり，私立学校セクターの財政分析は少ない。私学財政分析を概観すると，県が所轄庁であることから，県による私学政策の差異が発生しており，個別自治体のケーススタディーが多い（松井，1973など）。また，私学助成を国と地方という中央地方関係の枠組みに当てはめた研究として，地方分権改革以降の国庫補助金制度の変化が県の私学政策に与えた影響分析（小入羽，2008）や，国庫補助金制度導入以前に私学助成として措置されていた地方交付税が県の私学政策に与えた影響分析が挙げられる（小入羽，2012）が，これらは県の私学政策に着目しているため，国庫補助金そのものの推移について時系列的には検討されていない。

このように，私学助成研究は高等教育と初等中等教育が別個のものとして扱われてきており，両者を同じ俎上に乗せて比較分析を行うことは行われていない。しかし，国庫補助金の項目は高校以下と大学を合わせて「私立学校振興助成費」として計上されており，国としての私学助成政策を検討する上で両者の比較は重要であると考えられる。

第3に，初等中等・高等教育の先行研究に共通して貸付金についての分析がなされてこなかったことが挙げられる。私学財政は給付型の補助金を分析対象としている研究が多く，私学振興会（現日本私立学校振興・共済事業団）による融資についての実態を分析対象としている研究は数少ない。そこで本分析では国庫補助金に加えて貸付金についても分析対象とし，両者を比較検討する。

先行研究を踏まえて，私学助成政策の実態に近接するために以下の3点に着目する。第1に国庫補助金の項目と金額である。理由として国庫補助金の持つ政策誘導機能が挙げられる。国庫補助金は定められた用途以外の事業への流用はできないため，地方自治体や民間企業が国が推進したい事業に誘導させる中央集権的な装置として批判されてきた（宮本，1990）。私学政策が時代の推移や社会の変化の影響を受けるとすると，私学助成の国庫補助項目や金額にもその影響を看取することができる。第2に高等教育と高校以下私立学校の比較分析である。両者に着目する理由としては，機関と所轄庁を巡る構造が異なるためである。図1は私立大学と私立幼小中高校（以下私立高校等）をめぐる所轄庁の構造について図示したものである。私立大学の所轄庁は文部科学省であり，私立高校等の所轄庁は県知事となる。本稿で分析対象とする国庫補助金は交付主体が文部科学省である。この場合，私立大学は所轄庁と補助金の交付主体が一致するが，私立高校等は所轄庁が補助金交付主体の下位政府となる。校種による構造の違いは国による私学政策の在り方にも影響を与えていると考えられる。前述したように国庫補助金は政策誘導機能を持つ装置であり，文部（科学）省がどのような補助項目や金額を設定するかによって国による私学助成政策を明らかにすることができるが，この校種による構造の違いが補助項目や金額に与える影響について検討する。

第3に貸付金である。私学助成が国庫補助金として制度化される以前は貸付金による助成が主流であり、国による貸付金の財源措置についても検討する必要がある。

国（文科省）	国（文科省）	マクロレベル
私学振興・共済事業団	都道府県	メゾレベル
私立大学	私立幼小中高	ミクロレベル
<私立大学>		<私立幼小中高>

注：太字部分は所轄庁

図1 私立大学・私立幼小中高校と所轄庁をめぐる構造

以上から本稿では、国庫補助金および貸付金の項目と金額の時系列分析を行うことで次の3点を明らかにする。第1に国庫補助金の各項目および金額を時系列的に検討することで国による私学助成政策の展開を明らかにする。特に項目の加除や金額の増減のような大きな制度変化が起こった理由に着目する。第2に私立大学と高校以下の私立学校の比較分析から所轄庁の違いが文科省による補助金行政に対してどのような影響を与えているのかについて考察する。第3に私学助成における貸付金の位置づけを時系列的な分析から考察する。

(2) 分析枠組

私学助成政策の変化を明らかにするには国庫補助金及び貸付金の構成について検討する必要があるため、国庫補助金および貸付金の項目を分析対象とする。分析に当たって各項目を次の4つに分類する¹⁾。

第1に経常費補助である。経常費補助は人件費や研究費などの経常費に対して交付される補助金である。第2に施設費補助である。施設費補助は学校施設の増築や改築の際に交付される補助金である。第3に設備費補助である。設備費補助は機器等学校の設備に対して交付される補助金である。第4に貸付金である。私立学校への低金利長期融資の原資となっている。国による財源措置は私立学校振興会への出資金と財政投融资である。対象とする時期は国庫補助金としての私学助成が戦後初めて行われた1950年から2011年までとし、上記4分類の項目・金額を時系列的に分析する。

分析元となるデータは次の通りである。国庫補助金の項目と金額は『補助金総覧』を使用した。ただし、同書は1965年以降のデータのみを扱っているため、1964年以前は『國の予算』を使用している。貸付金の各項目の推移については『國の予算』を使用している。

2. 私立学校に対する国庫補助制度

(1) 経常費補助

図2は経常費補助の各項目の額（消費者物価指数にてデフレート済）の変遷をグラフ化したもの

である。第1Y軸は大学への補助金、第2Y軸は高校への補助金である。経常費補助は一般補助と特別補助によって構成されている。一般補助は人件費や光熱費などの経常費への補助であり、すべての私立学校に人数に応じて配分されるのに対して、特別補助は国（文部省）が指定した事業に対する補助である。

経常費補助は高校以下と大学ではその交付形態が大きく異なる。まず、私立大学への経常費補助は1968年に私立大学教育研究費補助金として計上された。そして1970年に設備費補助であった私立大学理科等教育設備整備費補助の新設理工系大学・高専以外の部分を吸収し、さらに専任教員の人件費を計上して私立大学経常費補助となった。

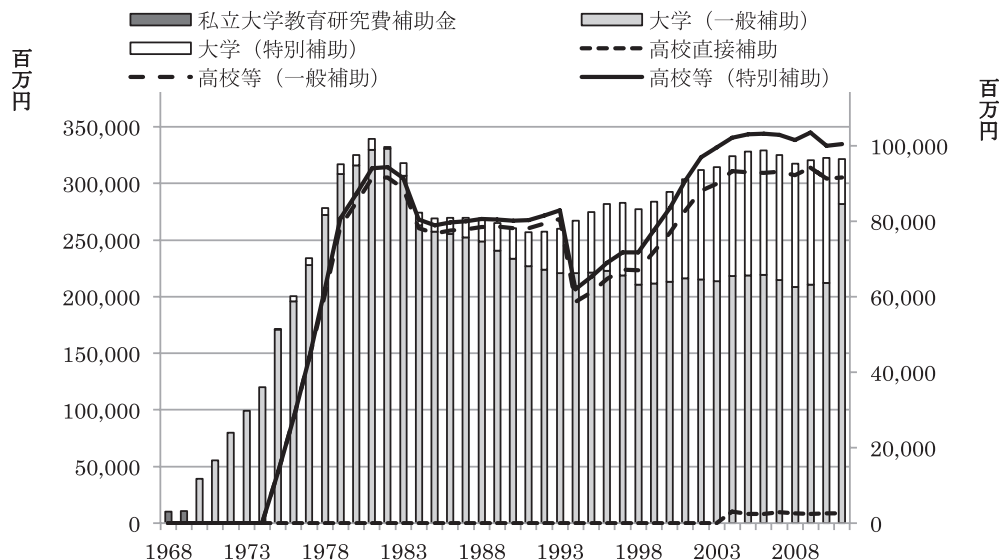


図2 経常費補助の推移（デフレート済）（右軸：高校・左軸：大学）

1970年より人件費補助が実施されるようになったが、当初は専任教員等給与費に対する補助率が低かった。比率も学部系統ごとに差がつけられており、経常費補助開始当初の1970年においては医歯系1/3、理工系1/5、その他系1/10であった。この補助率は毎年引き上げられ、1975年には学部系統に関係なく補助率が1/2となった²⁾。1975年には経常費補助が一般補助と特別補助に分けられ、1978年には図書館維持・設備費の計上による拡充強化や積算率の拡充によって総額が増加している。増加は1981年まで続いたが、1982年以降減少した。これには1981年の臨時行政調査会（以下臨調）による「行政改革に関する第1次答申（以下臨調第1次答申）」が影響している。当答申において「私立大学等助成費については、大学、学部等の新增設の抑制、補助対象の限定、増額配分の廃止等により、総額を前年度と同額以下に抑制する」と提言されたことで補助対象項目の整理や配分方法の見直しがされ、結果的に経常費補助が減少した³⁾。さらに「運営あるいは経営の問題のある大学等に対する補助金の減額、不交付措置を強化する」とされたことも経常費補助の減額に影響を与えて

いると考えられる。

経常費補助に占める特別補助の割合は一貫して増加しているが、特別補助の増加率が大きくなっていくのは1980年代中盤以降である。特別補助の割合が増加した背景にあるのは1982年の臨調第3次答申に見ることができる。私学助成について「私学の独自性、自主性が十分発揮されるよう、特色ある研究・教育プロジェクトの補助についての助成等を重視する方向に向けていくべきであると考えられる」としている。生徒数や教員数をベースとした一般補助よりも、特定のプログラムに対して補助する特別補助の増額への方向性を決めたと考えることができ、答申以降に特別補助が増加している。

次に、高校以下の私立学校の助成を概観する。私立学校振興助成法が成立した翌年の1975年より私立高校等への経常費補助金が交付されるようになり、1978年には私立大学と同じように一般補助と特別補助に分けられて計上されるようになった。経常費補助は1975年以降増加し続け、1981年にピークとなる。前述した臨調第1次答申は主に私立大学を対象としたものであったが、高校以下の経常費補助も大学と同様に縮減されている。特別補助の項目は1990年代より増加し始めており⁴⁾、例えば1994年には厳しい財政状況下で国庫補助金を減額した結果、一般補助が約806億円から約585億円に減少したが、特別補助の額自体は増加している。ただし、国庫補助金が減少した分は地方交付税による財源措置を増額することで対応しており、結果的に国が経常費のために交付した金額は大きく変わらない。その後は増加に転じているが、特徴的なのは一般補助の伸び率よりも特別補助の伸び率が大きく、特別補助の割合が2000年以降特に大きくなっている点である。増加に影響を与えたのは教育改革関係経費への特別補助が新設されたためである。

2004年には私立高校への補助の在り方に変化が起きている。従来の私立高校等経常費助成費補助は都道府県に対して交付され、そこから学校法人に配分されていたが、一部の特別補助については文部科学省が直接補助することになった。2003年度まで特別補助に含まれていた「教育改革推進モデル事業」と「特定教育方法支援事業」（特別教育支援、広域通信制課程支援、農業教育支援）に関する補助金は都道府県経由の交付から、国から学校法人への直接交付となった。

(2) 施設費補助

図3は施設費補助の構成と推移をグラフ化したものである。施設費補助は項目名が変更されているケースがあるが、図では最新の項目名を記載している。施設関係の補助金は、1966年以前はほぼ皆無に等しかった。1966年に私立幼稚園施設整備費補助が新設され、次に新しく補助項目が作られたのは1976年の私立高等学校新增設建物整備費補助金であった。

以下、大学と高校に分けて概観する。大学を対象とした補助金は臨調第3次答申で指摘されていた「適切な研究プロジェクトへの助成」を重視する趣旨から、1983年に私立大学等研究装置等施設整備費補助が創設された。1987年には臨教審答申の内容を踏まえて大学院最先端施設の整備を図るために補助対象を大学院まで拡大した私立大学・大学院等研究装置等施設整備費補助に名称が変更された。『国の予算』においても「臨教審答申の趣旨等も踏まえ、国公・私立を通じた施策の一環として、大学院最先端装置等の整備に配慮」するとされている。この項目は1994年に私立高等学校

教育近代化等施設整備費と統合されて私立学校教育研究装置等施設整備費へと名称が変更している。

また、高校以下私立学校と大学双方に適用される補助項目として私立学校施設高度化推進事業費補助が1997年に新設されており、これは築30年以上の老朽校舎の改築に際して行われた融資の利子助成である。

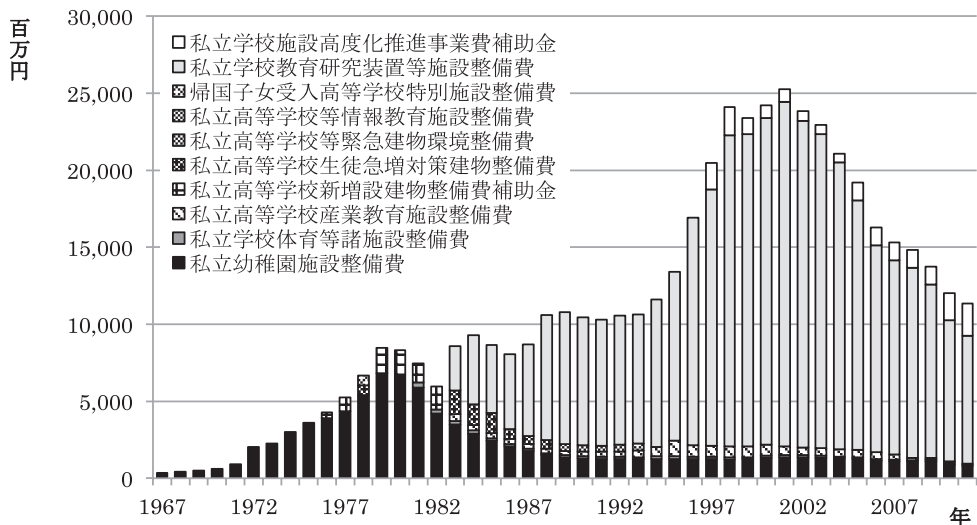


図3 施設費補助の構成と推移（デフレート済）

(3) 設備費補助

図4は設備費補助の構成と推移をグラフ化したものである。国庫補助金の設備費補助は大学のみ限定されている。高校以下については基本的に都道府県が対応していると考えられる。

私立大学に対する設備面の補助は1953年にその萌芽が確認できる。1953年に「私立大学の研究者からの熱烈な要望によって」（国の予算，1953，p.284）私立大学研究設備助成補助金が新設され、1955年の第9回中教審答申「私立学校教育の振興について」⁵⁾を受けて、私立大学理科特別助成補助金が新設された。しかし、これらの予算項目は私立学校助成費ではなく科学振興費であった。私立大学研究設備助成補助金は、当初は予算補助であったが、1957年に「私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律」が施行されて法律補助になり、金額が大幅に増加した。両項目は1961年になって初めて私立学校振興助成費の項目に再編された。

私立大学理科特別助成補助金は文系大学の図書に対する補助も含めて1967年に私立大学理科等教育設備整備費補助となった。さらに同補助金は1970年に私立大学等新設理工系理科教育設備整備費と名称変更している。この年に設備費として計上されたのは新設の理工系大学・高専への補助のみであり、新設の理科教育設備に対する補助金とその補助対象を変化させている。従来の理工系設備の補助や私立幼稚園教員養成課程設備費補助は私立大学経常費補助に吸収された。項目の一部が経

常費に再編されたことにより、1969年まで順調に増額してきた設備費補助金は1970年に急激に減少している。

以後金額は減少し続けたが、1990年より増加に転じる。増加の背景には施設費と同様に臨教審答申の影響があるように考えられる。具体的には、私立学校の情報化やITへの対応のため、コンピューターなどの機器の購入に多くの予算が割かれたためと考えられる。

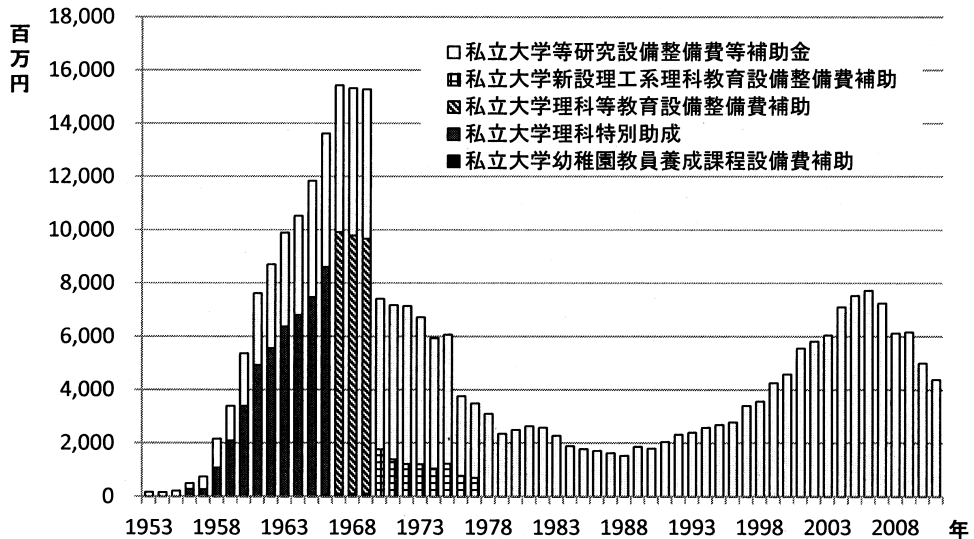


図4 設備費補助の構成と推移 (デフレート済)

3. 私立学校に対する貸付金

(1) 貸付金と出資金

戦後復旧期の数年をのぞいて国からは直接的な貸付は行っていない。1952年に成立した私立学校振興会を通じて各学校法人に対して貸付金が融資されている。図5は私立学校振興会⁶⁾に対する出資金および財政投融资の額の推移をグラフ化したものである。

戦後、私立学校への融資が始まったきっかけは戦災からの復旧への需要である。戦争被害の他にも、インフレによる内部資産価値の低下等経済的な悪条件の下で行われた学制改革（施設設備の拡充等）の結果として経営が悪化していった。当初の戦災復旧に関連する補助は公立学校のみを対象としていた。私立学校への公的援助政策は、「ノーコントロール・ノーサポート」の意向を持つGHQが難色を示していた。

1947年の私立学校法成立によって初めて私立学校への補助が可能となる。戦災からの復旧や、社会の安定とともに入学希望者が増加して私学経営は安定してきた。しかし、年度間の収入が安定していないために、私立学校は民間より高利の融資を受けていた。以上の問題点をふまえて、低利で短期融資を受けることができ、かつ私立学校教育振興のための助成業務を行う機関の設立が求めら

れるようになる。

こうして1952年に私立学校への資金貸付業務等を行う私立学校振興会が設立され、私立学校振興会出資金が国から交付されるようになった。その内訳は私立学校の戦災復旧費と経常費補助のための貸付金としてであった。特に施設設備の復旧需要が高かった。1958年に私立学校振興会出資金が既定の出資計画額の50億円を満したため、1959年度の予算では計上されなかった。1960年に私学振興の要請により出資金が再計上され、それ以降は私立学校振興出資金が大幅に増額された。その理由は2点あり、第1に理工系学生及び工業高校生増募のための施設整備費のため、第2に1962年以降の高校生の増募のための施設整備費等の一部を貸し付けるため補助率が45%から2/3に増加したことが挙げられる。



図5 貸付金の財源構成と推移（デフレート済）

1963年より私立学校振興会出資金に対して、従来の出資金に加えて財政投融资から融資がなされるようになった。背景としては、私立大学や私立高専における理工系学生の増募計画や私立高校生急増対策に応じた施設拡充など私立学校振興会の貸付需要の増加が挙げられる。

1970年に私立学校振興会が改組して日本私学振興財団となる。前身の私立学校振興会の一切の権利および義務を承継した。それ以来私立学校への融資を行ってきたものの、全体的な金額の傾向として、国による出資金と財政投融资の総額自体は低下している。理由として日本私学振興財団に財務的な体力がついてきた上に、当初の貸付金の目的が主に施設を増築するところにあったとも考えられる。貸付金が大幅に増えているのは第1に戦後復興期の施設復旧、第2にベビーブームの際の施設拡充期であり、施設整備のために多額の予算計上が必要となったときの対応としての貸付金の増加を確認することができる。

(2) 補助金と貸付金の関係

図6は国庫補助金総額（私学振興助成費の総額）と貸付金の総額（出資金と財政投融资の和）の推移をグラフ化したものである。補助金と貸付金の交付金額の差をみると1950年代から1960年代にかけて貸付金の額が極めて大きいことが読み取れるが、1967年をピークに減少傾向に転じている。両者の額が逆転するのが1971年であり、それ以降基本的に補助金総額は増加している。私学助成政策は1970年代に貸付金中心の私学助成政策から補助金中心の私学助成政策にシフトしたといえる。その転機は、1966年の臨時私立学校振興方策調査会の答申にあると考えられる。

1965年は大学志願者急増期における大学拡充の初年度である。大学教育において私立大学の果たす役割が大きいとして、私学への助成拡充方針が論点となっていた。この頃はすでに経常費補助を求める動きがあり、臨時私立学校振興方策調査会を設けて私学振興について諮問した。諮問内容は補助金を交付する場合の補助対象と範囲についてである。特に施設設備等の臨時的経費、教職員給与費や教授研究費などの経常費への補助が諮問対象となっていた。1965年では私立学校振興会の貸付金を大幅に増額させることで私学助成を強化していった。

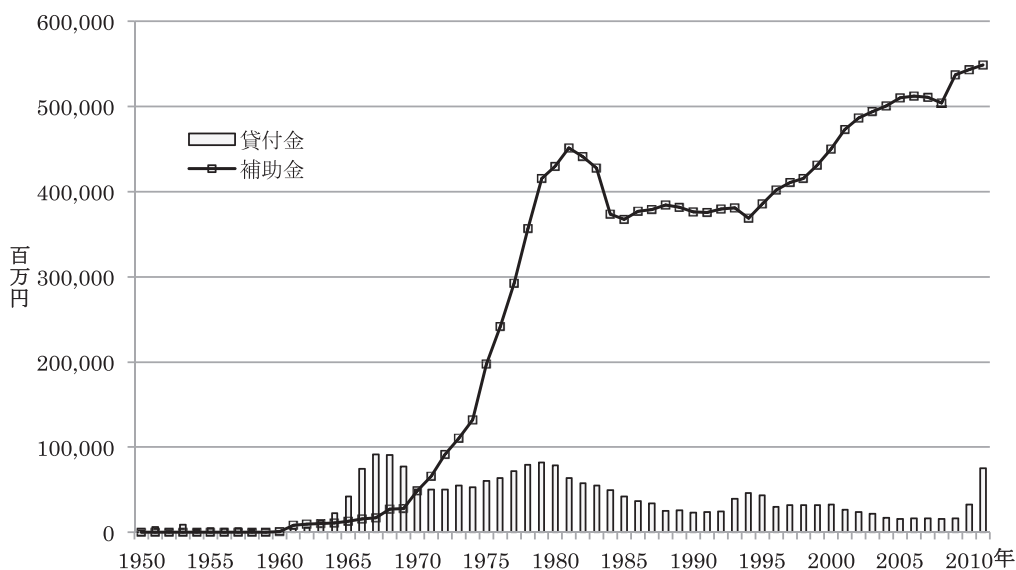


図6 国庫補助金総額と貸付金の推移（デフレート済）

1966年に出された臨時私立学校振興方策調査会の答申は、今後の私学振興方策については私学の意義、私学をとりまく社会状況の変化などから改善の必要性があると述べている。特に社会状況の変化は大きく、戦後インフレによる資産価値の減少、学生増加による施設費拡充とそれに伴う債務の増加⁷⁾、教育・研究の高度化、人件費の増加など支出額は増加する一方で収入源は大半が学費収入に依るところが依然として大きいために補助金支出の必要性について言及している⁸⁾。

答申は大学、高校、その他私学に対する私学振興方策について言及している。大学に関しては、

まず経常費助成の必要性について述べている。しかし、1965年時点では人件費に対する助成の是非についてはその必要性は認めつつも、意見が分かれた⁹⁾ ために保留となっている。また、臨時的に助成を行う臨時費助成について、施設費と設備費について指摘されている。施設費に関しては私立学校振興会より融資の枠を拡大し、融資期間の延長と利率の引き下げを大幅に行うなど融資条件を緩和することの必要性を述べている。設備費に関しては補助対象となる設備を拡大し、補助率の増加をすることによって設備拡充の際の負担軽減を目指すとしている。また、教職員の待遇についても言及されている。当時、退職手当制度が確立していなかったことを問題視し、私立大学教員の身分保障の強化と福利厚生の実施をはかる必要性を述べている。

高校に対してもまた、全高等学校生徒の約3割を収容していることから、その教育における重要性を強調し、私立高等学校の振興をはかるべきであるとしている。私立高校は生徒急増期の反動で生徒減少期を迎えており、生徒納付金に依存している収入構造では経営難になることが指摘されている。従来は各都道府県が地域の実情に即して独自に高等学校に対する経常費助成等を行っていた。しかし、その状態でもなお経営的に厳しい状態が続いているため私立大学に準じた方策を講ずる必要性があるとされ、私立学校振興会による融資の拡大等国および都道府県の振興方策の一層の拡充に努めるべきであるとしている。

この答申が出された後に経常費補助が始まり、私立学校振興助成法の成立を以て本格的な私学助成が始まる。臨時私立学校振興方策調査会が諮問された際には経常費補助等補助金増加の要請に対しても私立学校振興会への出資金の増額で対応したが、この答申以降は経常費補助が開始され、10年後には補助金額が出資金と財政投融资の合計額を逆転するようになる。

4. 考察と今後の課題

国庫補助金および貸付金の時系列的な分析より次の3点が明らかになった。第1に、国庫補助金の経常費補助、施設費補助や設備費補助において臨調、臨教審、中教審など政府レベルでの審議会の影響力が大きく、導入が決定した補助項目は削除されることなく継続的に計上されている点である。経常費補助での特別補助の重視は臨調答申で提言されてから2010年時点でも続いており、当時の制度が経路依存性を持って現行の私学助成に対する影響力を持っていることが示されている。施設費補助では臨教審答申を踏まえて私立大学・大学院を対象とした最先端の研究装置の整備のための補助金が措置されている。名称の変更がみられるものの、その補助項目自体は2010年時点でも続いている。設備費補助でも臨教審答申以降に金額の増加が見られている。

また、審議会の性質によっても補助項目や補助金の変更の方向性が異なる。行政改革の一環として実施された臨調では財政支出の圧縮を目的とした補助項目・金額の変更であり、かつ配分方式の効率化となる特別補助の重視であった。結果として、すべての項目において金額の増加が抑制されている。一方で臨教審や中教審のような教育関係の審議会では特定の分野への補助の増額が行われている。

第2に所轄庁の違いによる影響である。校種による補助項目の違いが確認された。高校の経常費

補助は国の財政難により補助金の削減が求められた影響で1994年に大幅な減額がなされているが、国は別途県に対して地方交付税の増額措置をしているために実質的な予算措置額自体は変わっていない。国庫補助金を削減するという目的を果たす方策を考えると、補助金以外に複数の財政移転方法がある県私学助成を削減することが合理的な選択となる。これは私立高校等の所轄庁が県であるために行えた対応である。

施設費補助でも高校の補助金は多く見られるが、これらは財政的に県レベルでの対応が不可能であったケースであると考えられる。例えば生徒急増期に伴う施設拡充などは当時財政難であった県財政を逼迫しかねない。一方で設備費補助に高校の項目がほとんど上がってこなかった。設備費は公立学校とともに学校教育設備に関する補助金で措置されているため私立学校助成費の項目に入っていない。これらから、国は私立高校等については所轄庁である県の私学助成に対して補助的な役割を果たしてきていることが推測できる。しかし、2004年以降になって県を経由せずに文科省が直接学校法人に対して経常費補助特別補助の一部を助成する方式に転換していることから、高校以下の私学政策に対する国の誘導機能は所轄庁を飛び越えて影響力を持つようになると考えられる。

第3に1971年を転機として貸付金中心の私学助成から補助金中心の私学助成へのシフトがなされた点である。臨時私立学校振興方策調査会答申において私立大学や高校以下の私立学校に対して国庫補助金の措置を増やすことが提言されたことで、経常費補助が新設されて額が増加していった。同時期に財政投融资と出資金の国の措置額が減ったことで私学助成における補助金と貸付金の比率が逆転している。従来貸付金によって措置されていた施設費補助についても、臨教審の影響で補助額が増加しており、補助金比率をさらに大きなものとしている。

今後の課題として、地方交付税制度を含めた総合的な分析の必要性を挙げることができる。本稿の目的は「国庫補助金」の分析から国レベルでの私学助成政策を分析することであったが、私立高校等への私学助成の原資は地方交付税も含まれている。分析結果からも私立高校等への国庫補助金を減額する代わりに地方交付税で減額分を措置していたことは明らかになっており、国庫補助金額や項目の増減と地方交付税措置がセットで行われている可能性が高いことが示唆される。私学助成に関する地方交付税制度の動向を分析することは所轄庁の違いによる国の私学助成政策の差異を明示的に示すものであると考えられる。この分析については、他稿に期したい。

【付記】

本稿は小入羽秀敬（2006）「国庫補助金の変化より見る戦後私学助成政策の変遷」結城忠編『戦後教育法制の形成過程に関する実証的調査研究最終報告書』に新しくデータを追加した上で大幅に加筆修正したものである。

【注】

- 1) なお、補助金には後述する3つ以外にも日本私立学校振興・共済事業団への補助がなされてい

るが、補助目的が長期給付や基礎年金への補助であり、最終的に私立大学・小中高校に交付されないため本稿では扱わない。

- 2) 補助率の引き上げは以下のように進んだ。

	1970年度	71年度	72年度	73年度	74年度	75年度
医 歯 系	1/3	4/10	5/10	5/10	5/10	5/10
理 工 系	1/5	3/10	4/10	5/10	5/10	5/10
その他系	1/10	2/10	3/10	4/10	5/10	5/10

- 3) 例えば、一般補助であっても「学生定員の管理状況」「教員組織の充実度」「学生納付金の教育研究経費への還元状況」など教育研究条件の整備状況に応じた傾斜配分が行われている。
- 4) 例えば、2003年度において特別補助は、特殊教育諸学校運営費、過疎高等学校特別経費、教育改革推進特別経費、農業経営者育成高等学校特別経費、広域通信制高等学校運営費、特色教育振興モデル事業費、授業料減免事業臨時特別経費の7つの項目によって構成されている。
- 5) 「国が特に必要とする教育・研究を行う私立学校に対しては、その教育・研究の振興をはかるために、必要な経費について国は助成を行うこと」とされている。そのため、当時特に理科系の強化に力を入れていたために科学振興費関係の補助金が増加したと考えることができる。
- 6) ここでは私立学校振興会としているが、その名称は私立学校振興会から私学振興財団、そして私学振興・共済事業団へと変更している。
- 7) 特に当時、私立学校振興会からの融資だけでは足りない状況にあり、多くの私立学校は市中銀行などから融資を受けていた。市中銀行の融資は短期高利であったため、私立学校財務を逼迫していた。
- 8) 答申で問題点としてあがっていたのは、これらの支出増加がすべて学生納付金の値上がりに直結してしまっている点であった。
- 9) 「人件費は授業料でまかなうべき性格のものであり、したがって、これに対する助成は行うべきではない」という意見と「私立大学の公共性とその果たす役割にかんがみ、当然人件費の一部を助成すべきである」という意見が対立していた。

【参考文献】

青木栄一・小入羽秀敬・山中秀幸（2012）「時系列データを用いた教育財政制度の実態分析—義務教育費の財源構成にみる政府間財政分析」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第60集，第2号，13-36頁。

阿曾沼明裕（2003）『戦後国立大学における研究費補助』多賀出版。

市川昭午（2006）『教育の私事化と公教育の解体』教育開発研究所。

黒羽亮一（2001）『新版戦後大学政策の展開』玉川大学出版部。

小入羽秀敬（2008）「私立高等学校補助金をめぐる中央地方関係」『日本教育行政学会年報』第34号，179-195頁。

- 小入羽秀敬（2012）「人件費補助の制度化が都道府県私学助成に与えた影響」『東京大学大学院教育行政学論叢』第32号，15-24頁。
- 財政調査会『國の予算』各年版。
- 財政調査会『補助金総覧』各年版。
- 島一則（2009）「国立大学における運営費交付金に関する実証的研究—効率化係数・経営改善係数をもたらす影響について」『大学論集』第40集，87-105頁。
- 島一則編（2011）『大学とマネー—経済と財政』玉川大学出版部。
- 島一則（2012）「国立大学財政・財務の動向と課題」『高等教育研究』第15集，49-69頁。
- 田中敬文（2000）「私立大学への支援と規制—私学政策の評価と改革方向」喜多村和之編『高等教育と政策評価』玉川大学出版部，223-244頁。
- 日本私立大学連盟（1999）『私立大学の経営と財政』開成出版。
- 松井重男（1973）「戦後私学助成の進展：東京都所轄私立学校を中心に」『跡見学園女子大学紀要』6号，27-42頁。
- 丸山高央（1992）『大学改革と私立大学』柏書房。
- 丸山文裕（2009）『大学の財政と経営』東信堂。
- 宮本憲一編（1990）『補助金の政治経済学』朝日新聞社。
- 両角亜希子（2010）『私立大学の経営と拡大・再編—1980年代後半以降の動態』東信堂。
- 両角亜希子（2012）「私立大学の財政—現状と課題」『高等教育研究』第15集，93-112頁。
- 矢野眞和（1996）『高等教育の経済分析と政策』玉川大学出版部。
- 米澤彰純（2010）『高等教育の大衆化と私立大学経営』東北大学出版会。

The Transition in Central Government's Private School Subsidies: A Time Series Analysis

Hideyuki KONYUBA *

This article tracks the transition in the central government's (Ministry of Education, MEXT) private-school subsidies to higher education and elementary and secondary education. To document the transition, this paper focuses on time series data on government subsidies and loan to private schools from the "National Budget (Kuni-no-yosan)" and "Government Subsidies List (Hojokin-Soran)".

Three points became clear from the analysis. First, Councils at the government level, such as Ad Hoc Council on Education and the Ad Hoc Commission on Administrative Reform, have a large influence on budget decisions related to operating expenses, equipment expenses and facility expenses.

Second, the identity of the chartering agency of the private schools has an effect on the subsidy items and budget amount. Thus, for example, since MEXT is the chartering agency for the private universities while the prefectural governor charters high-schools, MEXT's behavior in budget decisions is different between universities and high-schools. Policies and aids for private elementary and secondary schools are decided by prefectural governors, and MEXT's role is to provide ad hoc assistance to prefectures on unusually expensive, large scale projects, such as constructing school facility during a period of rapid student enrollment growth.

Third, a turning point for government subventions occurred in 1971, shifting to subsidy-based aid from loan-based aid. Reports from the Ad-hoc Council on the Private Schools have proposed increasing the total amount of government subsidies and beginning to aid teachers' salaries. Following this report, the ratio between subsidies and loan has changed drastically.

* Research Fellow, Research Institute for Higher Education (R.I.H.E.), Hiroshima University